

第 1 回

中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

農林水産省農村振興局

第1回 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

日時：平成27年7月6日（月）

16：27～18：00

会場：農林水産省第3特別会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- （1）中山間地域等直接支払制度の概要及び実施状況等について
- （2）中山間地域等直接支払制度の特認地域等の追加・変更について
- （3）その他

3. 閉 会

午後4時27分 開会

○中山間地域振興課長 委員の皆様方お揃いでございますので、ただいまから中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会を開催させていただきます。

私、中山間地域振興課長の圓山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、三浦農村振興局長からご挨拶させていただきます。

○農村振興局長 農村振興局長の三浦でございます。

委員会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は平成27年度から開始されております中山間地域等直接支払制度の、第4期対策の下での初めての第三者委員会となります。委員の皆様にはお忙しいところ本委員会の委員にご就任くださいまして、誠にありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

また、本日はご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、ありがとうございます。

さて、中山間地域等直接支払制度につきましては、後ほど説明があるかと思いますが、平成12年度に創設されて以来、3期15年間にわたり実施してまいりました。その間、細部の仕組みですとか運用の見直しは適宜行いながら、基本的な枠組みについては大きな変更をすることなく継続してきており、そうした中で実績を挙げてきたところでございます。その過程で随時、それぞれの期に設置されておりました第三者機関のチェックをいただきまして、中立性、透明性のある制度運営に努めてきたところでございます。

こうした意味で、この制度は、相当程度現場にも根付いたものになってきていると考えているところでございます。我が国の農業・農村、とりわけ中山間地域等の条件不利地域におきましては、農業就業者の高齢化の進行など厳しい状況が続いており、本制度においても、集落機能あるいは地域資源の維持、地域における所得の向上、雇用の確保といった点に資するよう、引き続き改善を図りながら、その十分な活用を図っていくことが重要であると認識しているところでございます。

委員の皆様には、このような視点に立って、この制度が一層効果を上げられるよう、ご意見、ご助言を忌憚なく頂戴できればと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中山間地域振興課長 ありがとうございます。

本日の委員会は、本年度から中山間地域等直接支払制度の第4期対策が開始されることを受けまして、第4期対策の下での初めての開催となりますので、まず、委員の皆様を紹介させていただきます。

浅野委員でございます。

市田委員でございます。

岡田委員でございます。

河合委員でございます。

図司委員でございます。

玉沖委員でございます。

原委員でございます。

星野委員でございます。

なお、委員にはもうお一方、榊田委員がおられますが、本日は所用のためご欠席となっております。

次に、当省側の出席者をご紹介します。

三浦農村振興局長でございます。

小林農村振興局次長でございます。

佐藤農村政策部長でございます。

私の右手、西浦中山間整備推進室長でございます。

冒頭、幾つか注意事項がございます。

本日の委員会は公開で行っております。傍聴の方もお越しになっております。資料及び議事録につきましても、原則として公開することとなっております。

議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、発言された方のお名前が入ったものを後日公開することとなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、お手元の資料について事務局から確認させていただきます。

(事務局から資料確認)

○中山間地域振興課長 それでは次に、本委員会の位置付けについてご説明いたします。

資料1をご覧ください、これは、本制度の実施要領の抜粋でございます。この実施要領にありますように、中山間地域等直接支払制度においては、交付金の交付状況の点検・評価、特認地域及び特認基準についての調整等を行う中立的な第三者機関を設置することとされております。この規定に基づき、資料2の設置要領のとおり、第4期対策の下での中立的な第三者機関として、本委員会を設置したものでございます。

資料１にありますとおり、本委員会においては、第４期対策の３年目の中間年評価、５年目の最終評価について、皆様のご指導、ご助言をいただいて取りまとめることとなっております。委員の皆様には本制度のよりよい運用を目指す観点から、ぜひ貴重なご助言をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、設置要領の３にありますように、本委員会においては、委員の皆様の互選により委員長を選任していただくこととなっております。この委員長の互選につきまして、どなたかご意見ございませんでしょうか。

○図司委員 若輩者で僭越ですけれども、岡田先生にお願いするのはいかがでしょうか、ご提案したいと思います。

岡田先生は、農村計画分野の研究面でもご造詣が深く、また、この制度に関しても、岩手県の第三者委員会で委員長をお務めになられていると伺っております。そういう意味では、中山間地域の事情あるいはこの制度に対するご理解もお持ちですので、岡田先生にお願いするのがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○中山間地域振興課長 ただいま図司委員から、岡田委員を委員長にとのご発言がございました。委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

○中山間地域振興課長 ありがとうございます。

それでは、岡田委員に委員長をお願いしたいと思います。

岡田委員におかれましては、お手数ですが委員長席へお移りいただくようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事運営は岡田委員長にお願い申し上げます。

○岡田委員長 岡田秀二です。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

この政策、制度につきましては、世界あるいは日本で、また、各地域でみても、今日的に新しい要素が全て組み込まれている、そういう政策だと強く感じています。そういう点からすると、この政策を点検し、評価する、このことは実は大変大きな意義があるのではないかと考えております。

それは、地域にとってはもちろんですけれども、先ほどお話ししましたとおり、新しい要素が全て入っているということで申しますと、我が国全体においてもそうですし、世界の様々な問題あるいはいろいろな政策に関しても、それらを安定したあるいは持続可能なものにしていく、こういう面からは、この政策を点検・評価し、あるいはここで議論をする、

問題提起をすることには大変大きな意義があると、私自身、この制度に普段かかわっていて感じております。

そうしたことから、ぜひとも皆さんに忌憚のないご意見をたくさんいただいて、この委員会としてのミッションをできるだけ追求し、成果を得ることができればありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日は初回ということもあり、内容的にはそれなりに盛りだくさんでございます。早速議事を進めてまいりたいと思います。

議事次第を見ていただきますと、今日は大きく二つの議題がございます。

最初の議題は「中山間地域等直接支払制度の概要と実施状況等」となっておりますが、これについて西浦室長からご説明をいただきたいと思います。

○中山間整備推進室長 担当室長の西浦でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、この直接支払制度の概要につきまして、資料3-1「制度をめぐる事情」と題したものをお配りしております。この資料は、本制度の基本的な事柄も含めて整理しており、先生方には既にご存じの内容も多いかと思いますが、初回の委員会でございますので、これに沿って一通りご紹介させていただければと思っております。

まず1ページでございますが、我が国における中山間地域の位置付けについて触れております。これは、この制度の創設の背景、経過等にかかわるものとして1枚シートを入れさせていただきます。

「中山間地域」、定義といたしましては、右側中段にございますが、農林統計上の区分で「中間農業地域」及び「山間農業地域」とされる地域を指すということでございます。

左下の表にデータを掲げておりますが、我が国は急峻な地形であり、中山間地域が国土面積の7割に相当している、かつそこに総人口の1割強の方がお住まいになっているということでございます。農業分野に関して申し上げますと、農業産出額あるいは耕地面積の約4割をこの中山間地域が占めている状況でございます。農業・農村におきましても非常に重要な位置付けにあるということでございます。

2ページでございます。

他方、先ほど申し上げましたような中山間地域におきましては、高齢化、人口減少の進行が他の地域に比べて顕著になっているということでございます。ページ左側に、全国と中山間地域における高齢化率並びに人口の推移をグラフにしたものを掲げております。平成12年から平成22年までの10年間の、センサス年ごとの推移を示しておりますけれども、

中山間地域におきましては、まず、高齢化率、これは65歳以上の割合でございますが、全国値を8ポイント程度上回って推移している状況でございます。人口に関しては、平成12年から22年の10年間で、中山間地域におきましては約1割の減少を見ているということでございます。

こうしたことから、中山間地域は、農業生産の継続あるいは集落機能の維持といった観点からも厳しい条件下にあり、こうした現状を踏まえて、平成11年に制定された現行の食料・農業・農村基本法の第35条第1項におきましては、「中山間地域等」、これは、中山間地域のほかに地域振興立法の指定対象地域などを含めた条件不利地を広く指す言葉として使われておりますが、この中山間地域等に対して、各般の施策を講ずる旨が規定されております。

その上で、その第2項におきまして、特にこれらの地域において農業生産条件の不利を補正するための支援を行うことが定められております。中山間地域度直接支払制度は、この基本法の規定を受けた施策として平成12年度から導入されたということでございます。

その前段階の経緯、前史的な部分について、3ページにまとめております。時間の関係上、この場ではポイントのみご説明いたしますが、農業施策の流れとして、EUでは条件不利地対策としての直接支払が早くから行われておりました。これに対して、我が国では、先ほど申し上げた平成11年の現行基本法の制定に向けた議論の中で直接支払がクローズアップされ、その導入に向けた方向づけがなされたという経過がございます。

4ページ以降は、本制度の仕組みについてご説明したものでございます。

4ページは、この直接支払制度の対象について説明しております。

本制度は、集落等を単位とする協定に従って、5年以上農業生産活動を継続する農業者に対して、10アール当たり一定額の交付金を交付するというものでございます。交付対象となる農用地については、左の欄の中に「制度の対象となる地域及び農用地」と記載しておりますが、地域振興立法で指定された地域などを対象地域として、その中で傾斜があるなどの条件不利性の基準を満たす農用地を対象としております。

交付単価につきましては、地目、傾斜の別などに応じて、右の中段の表に掲げた額が設定されております。

こうした交付金の交付を行うため、国として、本年度は290億円の予算を措置しております。右下に交付金交付のフロー図がございますが、国の予算からの支出に、県及び市町村の費用負担を合わせた形で農業者への交付金の交付が行われているということでござい

ます。

次に5ページをご覧ください。

ここでは、協定に定めるべき活動の内容、交付の対象行為について説明しております。集落の協定におきましては、まずページ左側の中段、右の緑の枠で囲った部分にありますような適正な農業生産活動、それから多面的機能を増進する活動を協定に定めて、それを実施することとされております。

これが必須となる基礎的な活動でございますが、これのみに取り組む場合にあっては、前のページでお示した交付金単価の8割までを支給することになっております。この基礎的な活動に加えて、次の紫の枠で囲った②の部分、農業生産活動が持続的に行われる体制を整備する、そういった活動をさらに協定に位置付けて取り組む場合には、交付単価の10割が交付される仕組みになっております。

この交付単価に上乘せして、さらに一定の取組を行う場合には加算措置が設けられております。ページの右側でございますが、加算措置につきましては、平成27年度から、1つは「複数の集落が連携した取組の促進」、もう一つは「傾斜が急な農地のうちでも特に斜度が急な農地の支援」という大きな2点に重点化した形で措置を講じております。このうち、集落の連携促進に係る加算は前期の対策から引き継いで拡充し、継続しております。また、傾斜の非常に厳しい農地への加算につきましては、今年度から新たに創設したものでございます。

6ページをお開きください。

ここでは、制度創設以来の経過を一覧にしております。平成12年度以降、冒頭の局長の挨拶にもございましたが、5年を1期とする対策としてこれまで実施してきておりまして、本年度からその第4期目の対策期間に入るということでございます。その時々において必要な見直しを加えながら継続してきたところでございます。

資料の7ページ、8ページについては、第3期対策、平成22年度から26年度までの5年間における実施状況並びにその効果に関する情報を整理しております。

まず7ページでございますが、ここでは第3期対策の実施状況に関するデータを記載しております。

平成26年度の実施状況につきましては、別途資料3-2として詳細をまとめたものをお配りしております。ただ、本日は時間の関係もありますので、このページで要点のみご説明させていただきたいと思っております。

第3期対策の最終年度である26年度における交付面積は68万7千ヘクタールとなっており、第3期対策の間に2万5千ヘクタールの増加を見ております。協定数としては、平成26年度に、約2万8千の協定が結ばれているということでございます。

交付金の使途といたしましては、平成26年度の交付額全体のうち53%が集落の共同活動に、残余の47%が個人、すなわち構成員農家への配分にそれぞれ充てられているという状況でございます。

8 ページでございます。

ここでは、第3期対策の評価に関して、中間年及び最終年の評価に盛り込まれた項目の中から幾つかポイントとなる点を抜粋してご紹介してございます。

まず、中間年評価に際して行った集落へのアンケートを左側に掲げておりますが、この中では、この制度が地域の活性化に有効であったとする回答が全体の9割超に及んでいることが見てとれます。また、最終年評価の際に行いました都道府県に対するアンケート、これは右側に掲げた円グラフでございますが、この中では、「耕作放棄の防止」、あるいは「多面的機能の増進」といった点で、この制度の効果があったとする意見が多く見られたところでございます。

もう一つ、最終評価におきましては、この制度が農地の減少防止にどの程度寄与しているかという推計を行っております。仮にこの制度がなかったとすれば、マクロで見てどれだけの農地が失われることとなっていたかという趣旨での仮定計算を行ったものでございまして、農業センサスのデータをもとに、本制度に取り組んでいない集落における農地の減少割合を求め、本制度の交付面積に乗じるという計算方法により、約8万ヘクタールの農用地の減少防止効果があった旨の推計値を得たということでございます。

9 ページでございます。

ここまでご説明申し上げましたような第3期対策までの実績を踏まえて、第4期対策におきましては、制度の基本的な枠組みを維持しながら、引き続き充実を図って継続していくこととしております。このページでは、対策の切り替えに際して、見直しを加えた主要な点を整理させていただきました。

9 ページの左側でございます。

1点目は、協定に定める活動の内容に関して、先ほど申し上げましたように交付単価の10割の交付を受けるための活動メニューについて、「生産性の向上」、あるいは「女性や若者等の協定活動への参画」という2つの要素を強調する形でメニューを括り直し、整理し

たということでございます。

2点目は、加算措置の充実ということでございますが、これは先ほどご説明したとおりでございます。

3点目は、その他の運用面での改善でございます。

1つは、交付金を個人に配分する際に、従来は1人当たり100万円を上限としておりましたが、担い手への農地集積等に資する観点から、この上限額を250万円に引き上げております。

もう一つが、交付金の返還に係る規定の見直しでございます。この制度は5年以上農業生産活動を継続することが交付金交付の前提となっていることから、協定期間中に活動が続けられなくなった場合、遡って交付金を返還することを原則としております。

ただし、農業者の病気、高齢といったやむを得ない事情による場合、農地法上の許可を得て農業用施設の用地に農地を転用する場合などは、返還を免除するという例外がこれまでも設けられていたところでございます。

今回、こうした交付金返還の例外となるケースとして、地域再生法のスキームの下で、農林水産業施設あるいは6次産業化関連施設の用地とするために転用を行う場合を新たに追加したということでございます。

それから、これは実質的な変更というよりは規定ぶりを改めたということでございますが、農業者本人の病気や高齢などの場合に加えて、「家族の病気その他これらに類する事由」がある場合にも、返還の例外となり得ることが、表現上よりわかりやすくなるように、明示的に規定することにいたしました。

こうした手当てを行いまして、地域の活性化に資する施設の建設を行う場合がありますとか、さまざまな家庭事情に起因して活動が続けられなくなるような場合に、対応を行いやすくしたということでございます。

今、申し上げました第4期対策の内容につきましては、別途その周知を図るためのパンフレットを作成しております。参考にお配りしておりますので、お時間のあるときにお目通しいただければと存じます。

10ページに移らせていただきます。本年度から第4期対策を開始するに当たりまして、もう一点、関連の事項を整理させていただいております。

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」についてでございますが、中山間地域直接支払に他の2つの農業者向けの交付金、多面的機能支払と環境保全型農業直接支

払を合わせた 3 対策を、平成26年度から「日本型直接支払」と総称して実施しております。これは平成25年暮れに内閣官房の本部で決定された、農政改革プランに基づくパッケージの一環として行われたものでございます。

その後、昨年の通常国会でこの「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が成立し、この法律が日本型直接支払の実施法制として、この 4 月から施行されております。中山間地域等直接支払についても、今後この枠組みの下で実施することになっております。

ここまで制度の仕組み、実績についてご説明してまいりましたが、最後に、この制度に取り組んでいる地区の具体的な事例を 3 つほど付けさせていただきます。

具体的には、複数集落が連携した形で広域の協定を結んで、様々な取組を行っている例を 1 つ、また、協定の規模はさほど大きくはないものの、新規作物の導入を図っている例、あるいは作目は従来のものを踏襲しながら、加工や直販などを行うことで付加価値を高めている例をそれぞれ 1 つずつ選定しております。

最初の事例、11ページは、広島県東広島市の小田地区の事例でございます。

この地区では、平成に入ってから市町村合併によって行政サービスが縮小することへの危機感から、住民による自治組織を立ち上げ、それを基礎として集落営農の法人化を行ったというケースでございます。旧村、小学校区全体を法人がカバーし、水田作を効率的に行うほかに、野菜栽培の導入による経営の複合化、お米のブランド化、さらには米粉からパンをつくる直営のパン工房を作り、パンの製造販売などに取り組んでいるということでございます。

こうした取組によって、法人の決算利益で見た場合に、平成18年から 7 年間で決算利益がほぼ倍増しておりまして、地域の所得あるいは収益の拡大に成功しているケースだと考えております。中山間地域等直接支払につきましては、現在は、この地区全体、旧村内の集落を包摂した形で広域の協定を締結して取り組んでいるということでございます。

12ページは高知県の中央部、越知町の事例でございます。

ここでは、30年ほど前から漢方薬メーカーとの契約栽培を行い、薬用作物、生薬の産地づくりを行っておられます。ここでも法人が設立され、薬用作物の生産、加工から販売までその法人が一貫して請け負って管理することで、生薬の品質なり生産量を確保しているということでございます。

中山間地域直接支払との関係では、町内にある協定のうち 5 つの集落協定でこの法人が構成員となって、協定農用地において薬用作物の生産を行っていることと承知しております。

これらの協定農用地とそれ以外の地区も含めて、法人が生産を手がけている薬用作物の売り上げは、平成24年で3億円に達しているということでございます。

13ページでは、三重県度会郡南伊勢町の切原地区の事例をご紹介します。

古くからみかんの産地、熊野灘に面したみかんの適地ではありますが、高齢化が進む中で、法人を設立し、農業生産を維持しているケースでございます。現在もかんきつ生産が主力であり、「せとか」あるいは「津之輝」といった、最近新しく開発された品種を含めて、多様な種類のかんきつを生産しております。

このことに加え、ジュースやアイスクリームなどの加工品の開発、直売も手がけるとともに、三重県が独自に行っている農産物認証を得て、消費者にもアピールする形で低農薬の栽培にも取り組んでいるということでございます。中山間地域直接支払につきましては、制度創設当初から取り組み、その後、法人が協定に参加するという形で取り組んでおられます。

大変駆け足で恐縮でございますが、私からのご説明は以上でございます。

○岡田委員長 資料3-2はよろしいですか。

○中山間整備推進室長 本日はお時間の関係で、全部をご説明するのは難しいかと思うので、ご質問があれば、それにお答えする形でと考えております。

○岡田委員長 それでは資料3-2まで含めて、ご意見ございませんか。平成26年度の実施状況は既に6月に公表済みですが、どうぞ、どなたでも結構です。ご意見をいただきたいと思います。

一番大きな変更点は、今年度から法律に基づいて実施しているということです。その法律には、多面的機能支払など3つの対策があり、中山間地域等直接支払制度はこの中の重要な対策の一つだと思います。また、政策の理念としても、国土基盤ですとか社会的共通資本、あるいは地域の資源ですとか、環境マターですとか、そういういろいろな政策理念が組み込まれているのがこの中山間地域等直接支払制度の大きな特徴です。一方で、この方法というかツールとしても、非常に地域の多様性があるがゆえにガバナンスの多様さもたくさん出てきておりまして、大変おもしろいというか、バラエティのある政策になっていると思いますし、今後、一層そのことが具体的に現れてくるんだろうなと強く思います。みなさん、いかがでしょうか。

○原委員 この委員会の目的が、本制度の評価・点検ということで、先ほど室長から事例が3つ発表されて、多様な、いわば新規事業的な米粉のパンをつくるというようなものを

含めた取組のご紹介があり、委員長からもそれぞれの地域の多面性の確保というお話がありました。数多くの協定に交付金を出されていると思いますが、この評価とか点検の第3期におけるやり方について概略を教えてくださいと思います。

○中山間整備推進室長 ご質問は、第3期対策でどういうやり方をしたかということでしょうか。

○原委員 はい、評価・点検の方法です。

○中山間整備推進室長 第3期対策では、中間年においては、まず、個々の協定において、それぞれに定めた活動がどれくらい進捗しているか、達成されているかを主に見るという趣旨で評価することになっており、その意味で、現在ある2万数千の協定について、それぞれ自己診断的な自己評価と、それを市町村が評価したものをまとめたものでございます。

最終年の評価につきましては、先ほども少しご説明いたしましたが、都道府県・市町村へのアンケートと、それから実際に加算措置でありますとか、10割単価の活動メニューがどのくらい定量的に取り組まれたかといったことをまとめた上で、先ほどご紹介いたしました、農地減少の防止効果がどれだけあったと見積もられるかという推計値と併せてまとめた形で評価しております。

○原委員 2万8千というとかかなり莫大な数の協定であり、すごく大変だったと思いますが、イメージを湧かせるためにもう一步踏みこんで教えてください。

先ほど、都道府県へのアンケートを行ったという説明がありました。10割単価への取組として、新しい取組まで展開しているような協定については、このパンの例などとても素晴らしいと思っているんですけども、個別の収入が940万から1,710万円になったとか、その次の薬用作物の例もそうですね、2億1,300万円が3億1,500万円になった。こういう取組には、今後とも、スポットライトも当てるべきだと思います。数字だけの問題ではないと思いますけれども。つまり、10割を目指すような取組については全て目標をあらかじめ設定して、3年目、5年目にモニタリングしたという理解でよろしいでしょうか。それとも、8割についてはそうではなかったということでしょうか。数値化しにくいものもあったとは思いますが。

○中山間整備推進室長 8割単価のものも含めて、活動が適切に行われているかどうかというところはきちんと期の終わりに確認する形になっており、まさにご指摘のように、10割単価の場合には、各活動メニューについて、要領上、あらかじめ目標値を設定することとしておりますので、その達成が十分であったかどうかを含めて評価しているということ

でございます。

ちょっとお答えが順不同になってしまいましたが、中間年評価のときには、そういう途中段階の進捗を見るということで、集落、市町村に対してアンケートを行ってそれぞれ個別に進捗状況を確認するとともに、それを、都道府県レベルでも第三者機関を設けていただいておりますので、そこでスクリーニングしていただいた上で、その結果を我々が受け取って最終的に整理するという形でまとめております。

もう一つ、この中間年評価あるいは最終年評価の枠組みの中では必ずしも個別の事例に踏みこんで追いかけているわけではありませんが、毎年ルーティンで、取組をしっかりと行っていており、優良と目される事例についてピックアップして、私どものホームページで公表するようなこともいたしております。

そういう優良事例の横展開ということは、今後更に力を入れていく必要があるかと思っておりますので、そういったPRの仕方についてもご助言もいただきながら、第4期対策をさらによい形で進めていけないかと考えております。

○星野委員 原委員のご質問と関連することですけれども、評価の段階で8割単価の交付と10割単価の交付ということになるわけですが、8割単価のほうは必須の活動ということで、明確な基準で評価できそうな印象を持っております。今回初めてなもので、全部を十分に承知しているわけではありませんが。他方、事例の紹介がありましたように、非常にいろいろ活動をして頑張っておられる、いわゆる優良事例とされている地域は、目標自体もそれぞれの地域によってバラエティがあるでしょうし、その設定の仕方かなり自由度があるように思います。これは高く評価すべきものだろうとは思いますが。逆に評価としては非常にやりにくいといえますか、それぞれごとにいろいろなユニークさがあって難しいと思うんですけれども、この辺の評価の仕方はこれまでどのようにされてきたのか、あるいは今後どうされるのか、もし何かお考えがありましたらコメントいただければと思います。

○中山間整備推進室長 評価の方法、第3期対策までのやり方については、次回以降に現物もお示ししながらご説明できればと思いますが、先ほど口頭で申し上げたようなやり方で行ってきております。それを下敷きにした上で、第4期対策の評価項目、手法をどうするのがよいか。特に、第4期対策への移行に当たっては、加算等を充実した部分もございまして、そういうものも含めて、どういう評価の仕方が適切であるかということに関しましては、私ども内部で、過去のやり方を踏まえて吟味いたしまして、第4期対策の評価

についてどういうやり方をするか、改めて次回以降の機会にこの委員会にお諮りして、ご相談させていただきたいと考えております。

○星野委員 もう一点だけ、非常に小さな話ですが、7ページで平成22年度から26年度の実施状況を見ると、協定数、交付面積等はほぼ横ばい、少しずつプラスになっておりますけれども、参加人数が平成25年度から26年度で少し下がってきます。これについては、何か問題のあるのか、あるいは今後さらに参加者が減っていくような、そういう問題のある数値というふうにご認識されているのでしょうか。

○中山間整備推進室長 協定参加者数の推移についてのご質問でございますが、第3期対策に入って以降、おおむね61万人台で推移しているということで、これは比較的安定した推移と見ております。過去にも、対策の変わり目に、協定数自体もそうですが、協定参加者数が大きく減少する、そういうカーブを何回か経験してきておりますけれども、そういう中で、平成25年度から26年度、この減少要因はもう少し内訳を精査させていただきますが、ここで掲げている協定参加者数というのは必ずしも自然人だけではありませんで、法人とか集落営農組織もカウントしております。そのように法人化等が図られた結果、自然人の参加人数としては減ったという要素もあるはずですので、今この場ではお答えできませんが、改めて要因を精査して整理したいと考えております。

○岡田委員長 論点としては大変おもしろいところです。平成23年度までの数値と24年度以降の推移をどう見るか、このあたりについてはご専門の河合委員なり図司委員から何かコメントはありますでしょうか。

○図司委員 私も星野委員と同じところを質問させていただこうかと思っておりました。

先ほどお話もあったと思いますが、この推移をどのくらいのスパンで見るのがいいか、1年刻みで見るのがいいのか、それとも、今回は、第4期に入ったところであり、それぞれの対策の期首・期末で見ていくのがいいのか、これはおそらく、本制度の評価にもつながってくるのだと思います。前期の委員会の際に私も何回か申し上げているんですけれども、本制度のスタートから15年から20年というところに来て、構成員の皆さんが15年分、20年分年をとる状況にもなってきているので、そういう意味では、協定参加者数が、法人化なり組織化でまとまって減っていくというのは望ましいところもある一方で、高齢化によって離脱するというのも、今回は結構出てくる可能性があるのではないかなと私なりにちょっと心配するところです。そういう点では、今回のB要件のように、若者、女性の確保など、担い手に焦点を当てているのは非常にいいかなと思いますし、第4期に向

けてのメッセージの投げ方というか、そのメッセージが、どういう形で現場に政策面で投げかけられているかというところを1つお伺いしたいところです。

併せて、今回、超急傾斜地への加算が措置されたところであり、それが、どういうところに効いてくるかというようなことに関して、今期対策の展開に向けての動きみたいなどころを少しお話しいただければと思います。

○中山間整備推進室長 図司委員がおっしゃいましたとおり、これから第4期に入っていくに当たって、我々も、対策期間の変わり目に1度カーブが下がる局面が過去にあったことは意識しておりますが、これについては、蓋を開けてみないとわかりません。集落の協定はこれから8月末にかけて結ばれていきますので、確定的には申し上げられませんが、現時点で、私どもが県の関係者から聞いているところでは、幸い今回はそう大きな落ち込みはないのではないかという感触はいただいております。

それが実際どうなるかは、来年、年明けぐらいには様子がわかってくると思いますので、また、年度末にかけての委員会の場でご紹介させていただければと思っております。

それから、政策的なメッセージの投げかけ方ということでは、資料の中で、第4期対策における見直しということで、9ページに掲げさせていただきました。おっしゃいましたように、A要件、B要件の括り直しの部分では、この3月に閣議決定いたしました食料・農業・農村基本計画の精神といいますか、方向性も踏まえまして、地域の所得あるいは雇用の確保に資する、集落の活動の持続性を保つような、そういった要素に着目した形でメニューを括り直すことで、私どもとしての政策的な意図を示していくことができればと考えた次第でございます。

○図司委員 実は昨日、一昨日と宮城県の丸森町にお伺いしてしまして、その地区では、第4期対策に向けて、協定締結が難しくなっている協定の事務を地域の自治組織が引き受ける形で4期に対応していくという動きが出ているという話をお聞きしたところです。現場のほうも、そのような面でどのように対応していくかということで、まさに今、動いている最中だと私なりに現場を歩いていて感じますので、是非この辺りの状況等も委員会の中で共有いただければと思います。

○河合委員 今のお話の中で出たことですがけれども、今日は初回でもあるし、大きな方向性という観点で少しお話ししたいと思います。

中山間地域等直接支払制度が15年を過ぎてくる中で、一番大きく変わったことは、多分人口です。私はその分野が専門なので余計思うところもあるんですがけれども、今までのこ

の制度は、就農や農地維持をどうしていくのかという農業そのものに着目してやってきたと思います。これは当たり前のことです。けれども、これから先は、こういう制度というのは、別に農業だけではなくてどの産業もそうだと思いますけれども、産業そのものに着目しては対応できなくなると思います。今、政府全体としても地方創生という名の下で人口対策をやっているわけですが、例えば小さな拠点事業とどうやって結びつけていくのか、誘導促進させていけるのか。

就農そのものの結びつきについては、意欲のある人に直接呼びかけるというのはこれまでもやっているのですが、人口が減っていく中で、新しい農業の形としてはどういう提言ができるのかということまで踏まえてこの問題を考えていかないといけません。中山間地域の生産条件が厳しい農地を維持するというのはすごく大事な話ではありますが、それだけではなかなか難しいだろうと思います。

そういうことで、これからこの委員会の中でいろいろな話が出てくると思いますが、今、私が申し上げたような、人口及び産業の見通しをかなりエビデンスのあるデータとして用意していただけないかなという要請もしておきます。

○浅野委員 関連ですけれども、私は、前期対策からこの委員会に参加しており、そのときの記憶がだんだん蘇ってきたんですけれども、前期の最初に少し積み残しがあったのではないかということをお話しておいたほうがいいと思って、お話しさせていただきます。

積み残しとは何かということですが、第3期対策の評価の方法は、基本的に集落が自己評価を行い、それを市町村、県がオーソライズしていくような形で全体が進んで、集落協定が活動をどれだけ適切に行ったかをボトムアップ型で積み上げていきました。そのやり方そのものについては、問題があるとは思えなかったんですけれども、委員の中からは、それで協定をきちんとやっていることは証明されたけれども、この五百何十億円という国費を使ってやっていることに対して、国民経済的にどのようにオーソライズできるのか。当時としては、それは耕作放棄地の防止面積を見ることによって評価できるのではないかという議論も行いました。

しかし、先ほど、河合委員がおっしゃったように、この中山間地直払制度がターゲットにしているのは産業政策として農地を守るという側面だけではなくて、地域政策としての側面も非常に強くなっている。その観点から見たときにこの直接支払制度が適切なパフォーマンスを示しているか、今は、アウトプットを評価しているだけなので、アウトカムできちんと評価しなくてはいけない。そのアウトカムを評価するための議論をきちんとこの

委員会でやらなければいけないのではないかと、そういうふうに私自身、思っています。

例えば、後ろのほうに事例がありましたよね。事例には非常にいいことの萌芽がたくさん出ているけれども、ただ、それはやはり点であって全体をカバーするかどうかはわかりません。例えばこれによって6次産業化の効果が、例えば直接支払をインプットとして1年間に500億円というお金をかけて、その分で産業連関を回してみるとこれぐらいの経済効果がありましたとか、農地がどれだけ守られましたとか、地域で新しい動きがどれだけ生まれましたとか、こういうことを国民全体に訴えられるようなパンフレットをつくるべきではないか。それは前回の委員会の最後にも、この資料とは別に国民に説明するためのパンフレットみたいなことをお考えになられてはどうかという提言が委員の中からはなされたような記憶があります。

そういう意味では、評価として、前回の評価が不適切と言っているわけではなくて、第4期対策では、より国民目線の評価を行ってはどうかと、そういう感じを私は持っています。

○岡田委員長 ありがとうございます。大変重要なご指摘をいただいと思いますが、これ自体は次回にということで先ほど説明がありましたし、さらにその間に現地視察もあるようですから、各委員においては、ご意見を温めておいていただいて、次回、本格的な議論をしたいと思います。

大変ポイントを得た良いご指摘がたくさんあったと思います。

その他、いかがでしょうか。

○玉沖委員 農山村に限らずですが、私は、地域づくりの仕事をしておりまして、自分の会社も離島ですとか農山村の地域に営業所や現地法人を持っております。その経験からお話させていただきます。

私は前期対策の委員会にも参加させておりましたが、これまでは、現状を維持するとか制度を整えるというところが中心だったと思います。それはそれで正しいことだと思います。その議論がずっと重ねられてきたので、今のように次の展開を議論するフェーズが迎えられたと思っております。

今後のあり方等について、何人かの委員がおっしゃっておられましたし、この資料の最後に取り組事例をつけていただいております。この事例を見てもそうですけれども、現状を維持する、制度がより使いやすく整ったところで、挑戦するとか打って出るということで、このような取組事例についても、新たな視点の広報を、今後、検討していかなければなら

ないのではないかと思います。

さらにその事例を伝える、広報するだけではなくて、なぜ効果が出たのか、成果を上げようとするにはどこがポイントで成果が上がったのかという、事例のやや因数分解的なところまで踏みこんだ水平展開を試みたいと、私自身も考えております。

そしてもう一点、評価のことについてですが、アンケートについて、前期のときにもお伝えしましたが、集落に、この制度の効果を尋ねるときに、お答えになる方たちが自己評価と制度の評価を混在しているのが見受けられました。したがって、今後は、制度の評価なのか自分たちの活動の評価なのかを明確に分けて、アンケートを実施していただければと思います。

○岡田委員長 ただいまも大変重要なご指摘をいただいたと思います。ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

○市田委員 1点だけ、よろしいでしょうか。

資料3-1の9ページに、第4期対策のポイントをまとめてあります。このうち、「その他の運用の改善」のところで、個人配分の上限100万円を250万円に引き上げた理由を教えてくださいませんか。

○中山間整備推進室長 今のお尋ねについてお答えさせていただきます。

これは、市田先生には釈迦に説法のようなご説明になってしまいますが、もともと個人に受給上限額を設けておりましたのは、WTO農業協定上の緑の政策の要件に該当せしめるために、支払が比例級的に増えないようにするという観点からキャップを設けていたということでございます。これを100万円といたしましたのは、制度創設時に市町村の担当者などに相場観を聞いて、100万円ぐらいで1戸当たりの上限を設定してはどうかということで決まった数字でございます。

この100万円の上限で長らく運用してまいりましたが、協定の中で、担い手農家が規模拡大を図っていくというときに、もっと個人配分を多く受け取ることができればさらに手を広げたいけれども、上限額があるのでためらっているというケースが割合多くあるということを伺っておりまして、それを踏まえて今回、第4期対策に移行するに当たって上限100万円を250万円まで引き上げたということでございます。

○岡田委員長 今のご説明でよろしいですか。

○市田委員 制度の開始からかなり時間がたったというご説明かと思いますが、一般の方、

つまり、あまりこういう制度に詳しくない人たちに納得していただくことが今後、ますます重要になってくると思います。

個人が、交付金を農業とあまり関係ないことに使わないようにするべきだと思います。個人への配分もしっかりと多面的機能に役立っていることもあると思います。実際、個人配分の交付金を自分の自由にしているというよりも、田んぼの水利費など、必要不可欠なものに使っていることも見受けられますので、個人配分といっても実際のところは全く個人が自由に使っているわけではないという説明がどこかで必要なのかなと思いました。

○岡田委員長 10ページの上の囲みの2つ目の○「農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等農業の構造改革を後押し」というところが、第4期の「法律に基づいて」実施される事業の全部にかかわる新しい要素ではないかと思います。

今のような件もそうですし、先ほど浅野委員から、アウトプットではなく、アウトカムできちんと国民目線で評価すべきであるというご意見、これが必要になってくることの背景なり根拠は、ここにしっかりあるような気がいたします。この後また議論が続くかと思えますので、第1の議題についての議論は、以上にしてよろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、続きまして第2の議題に入ります。

これは、この委員会としての重要な議題の1つでございまして、特認地域、特認基準の追加と変更の件でございます。

ご提案をお願いいたします。

○中山間整備推進室長 それでは、再度私からご説明させていただきます。

この制度の対象となる地域、農用地につきましては、各県において特認の基準を設けることができるとされております。その場合の手順といたしましては、各県で案を作成いただいて、国と協議することとされております。協議があった各県の案につきまして、私どもで、この委員会のご意見を伺った上で、必要があれば調整を加えるというのが要領上の規定でございます。

このことについて、資料4に沿ってご説明させていただきます。

まず1ページでございますが、特認の仕組みについて確認的に整理させていただきました。

制度の概要をご説明した際に申し上げましたように、交付金の交付対象となる農用地は、

一定の対象地域の中で所定の基準を満たす農用地となっております。この場合、対象地域は、1 ページの黄色の部分であります。一義的には地域振興立法で指定を受けた地域であり、また、対象となる農用地は、緑色の部分でございますが、傾斜度が1/20以上等の基準を満たす農用地となっております。その地域、農用地のそれぞれについて、知事において特認部分を設定し得る仕組みとなっております。

第3期対策までに設定された対象地域、対象農用地の特認の一覧は別途お配りしておりますが、これ自体のご説明は省かせていただきます。

その上で、この資料の2 ページをご覧くださいと思いますが、今回、第4期対策に移行するに当たりまして、北海道及び6つの県から特認地域の変更案の協議がなされております。それぞれの内容、それに対する事務局としての所見を2 ページ、3 ページに整理しております。このような形で取り計らってよろしいかどうかを本委員会にお諮りするものでございます。

まず、特認地域となる地域の範囲を変更する旨の案が、北海道と静岡、茨城、熊本、長崎の4県から示されております。順にご説明いたします。

北海道の変更案でございますが、これは特認地域のカテゴリーを追加するものでございます。趣旨といたしましては、地域振興立法の地域指定は市町村ないし旧市町村の単位で行われますけれども、これを集落単位で見た場合に、こうした指定地域の条件を満たし得るような集落を、新たに特認によって対象地域に含めたいということでございます。

その際に、北海道の案では、該当する集落について、地域振興立法の指定地域と隣接する旧市町村内に所在すること、及び地域振興立法の指定地域と同様の条件下にあることという限定を加えるということでございますし、さらに条件の不利性を示す数値的な指標を適切に付加することになっておりますので、妥当なものではないかと考えております。

茨城県につきましては、これまで農業従事者割合の値が15%以上という基準をもって特認地域の範囲を区切っていたということでございますが、県内の平均値が下がったことから、この15%の基準値も変更したいということでございます。

静岡県につきましては、特認地域の設定をこれまで旧市町村または集落の単位で行うこととしておりましたが、今後はこれを旧市町村単位のみとするということでございます。実態上、これまで集落単位での適用はなかったということでございます。

この茨城、静岡両県の変更案につきましては、その内容に照らして特段問題はないと考えております。

次に、熊本県の変更案は、既にある特認地域の 카테고리について、その範囲を広げるという趣旨で規定ぶりを変更したいというものでございます。表の左の欄に書いてあります県の原案のとおりとした場合には、端的には、従来D I Dを含む旧市町村は特認の対象地域とされていなかったわけでありましてけれども、今回、D I Dを含む旧市町村も新たに対象地域に入ることになります。その場合、旧市町村には農林統計上の都市地域以外という限定は加わりますが、従前と違うのは、D I Dを含む旧市町村自体が新たに対象地域に入り得るところでございます。

この案につきましては、新たに対象地域となる旧市町村の範囲を画するに当たって、条件不利性があることを示す数値的な指標を加えることが適切ではないかと、私どもとしては考えております。具体的には右の所見欄に書いてございますが、農業従事者の高齢化率が30%以上の旧市町村であるという条件を付加する形で、調整を加えてはどうかと考えているところでございます。

次のページをご覧くださいまして、長崎県の変更でございます。こちらは北海道と同じように、特認地域の 카테고리を1つ追加するものであります。その意図するところは、第3期対策で対象とされていた地域を引き続き対象にしたいという趣旨でございます。

これは、長崎県の場合、従来、農林統計上の中山間地域であって地域振興立法の指定地域とされていない地域、これを特認により対象地域としていたところでありましてけれども、直近の統計の地域区分の変更によって、従来既存の特認の 카테고리で拾っていた旧村を対象とできなくなったという事情がございます。

このための変更を行うに際し、県の原案といたしましては、条件不利性をあらかず各種の指標を添えた形で既存地域を対象にするということでございますが、ただ、その指標が単に「県内の平均以上」とだけ規定されていますので、この点について、他県における定め方とのバランスなども考慮して、より普遍性のある数値基準を織り込むといった調整を加えてはどうかと考えているところでございます。

3 ページの後段でございますが、これは特認地域の中で対象農用地とする農用地の基準を変更する案が、岩手県及び徳島県から提出されております。これらはいずれも特認地域の中で対象農用地とする農用地の範囲を、従来は急傾斜地などに限っていたところに、緩傾斜地、あるいは高齢化率、耕作放棄率の高い農地を加えるというものでございます。これは1 ページの緑の囲みの中にある一般的な対象農用地の基準の範囲内のものでございますので、これ自体は特に問題なく、妥当ではないかと考えているところでございます。

以上が今回、各県から提出を受けております特認地域の変更案の内容と、それに対する事務局の所見でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田委員長 多分、市町村職員も県職員も、この関係のことになるとなかなか難しくてにわかには理解しづらいところがあると思いますが、ここにはベテランの先生もいらっしゃいますので、ご意見をいただければと思います。

○市田委員 2ページの、個別の県の改正案と農林水産省としての所見を伺いましたが、農水省の所見として農業従事者の高齢化率を加えています。熊本県と長崎県です。確かに人口全体の場合だと30%以上という高齢化が進んでいる地域になりますが、農業従事者に限定すると、30%というのはそんなに高くないです。農業就業人口の高齢化率は60%以上ありますので、農業従事者の場合はもっと高い可能性があると思います。ですから、「高齢化率30%以上」では、さらなる条件を加えて地域を限定するという意味合いにならないのではないかと疑問に思いました。

県の事情がいろいろとあるかと思いますが、例えば「DIDを含まない」、または「農業従事者の高齢化率が60%以上」など、そのような基準に変えた場合、県の方で何か困る実態があるのか、その辺りがもしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○中山間整備推進室長 今のご質問にお答えいたします。

今回、熊本県から提出された案については、県と事前に事実上のやりとりをしている中では、私どもからは、何らかの客観的な数値基準を設定いただく必要があるだろうという点をコメントする中で、高齢化率を指標とするのであればということが県の側からお話が あったことも受けて、高齢化率を指標として使うことを考えた次第でございます。

市田委員から、農業従事者でとった場合の高齢化率はもうちょっと高い水準にあるのではないかというご指摘をいただきました。確かに中山間地域の全国平均を見た場合、農業従事者に限って見た場合の高齢化率は40%前後のところにあります。ただし、熊本県内で見た場合には40%には達していない状況でございます。

また、熊本県内の既存の対象地域、第3期までに特認になっていた部分も含めた地域内の農業従事者の高齢化率を見ますと38%前後といった数値になっておりまして、いずれにしても40%までは達していないということがございます。

それから、これはこういう文脈で引き合いに出すのはよくないかもしれないので県の名前は伏せさせていただきますが、実はお配りした特認地域の一覧の中をごらんいただきますと、ある県で農業従事者の高齢化率を対象地域の線引きに使っている中で、30%以上と

いう基準値を用いているところがございます。

いま申し上げたような諸々を考慮いたしまして、30%以上という数字を今回、閾値として採用させていただこうと考えた次第でございます。

○岡田委員長 あまり納得されていないようですが、追加質問はよろしいですか。

○市田委員 せっかく高齢化率を基準として加えるのであれば、もう少し高い方がよろしいのではないのでしょうか。この制度に詳しくない人を含めて、いろいろな人が見て納得がいくことを目指すのであれば、「たまたま30%という例があったから」というのではなくて、何か根拠を示していただければと思います。

○岡田委員長 なかなか難しい議論だと思います。

市田委員は、まさに国民目線で誰もが納得いくようにという点に基準を置けば、実は高齢率と、もう一つは荒廃率ですよね、これを通常の対象農用地の基準ではセットで挙げている。その際の数値は40%以上であると、こういうことですよ。今の室長のお話は、そうはいってもこれは特認基準です、地方の独自性と地方が一般基準とは違う形で応分の負担を負うということというのが背景にきちんとあって、その上で地方の独自性を踏まえた政策の意味合いを込めて、妥当な線で設定したものである。こういう話ですよ。

このあたり、何かご意見ある方はいらっしゃいませんか。

本当になかなか難しく、特認地域というものと、それに加えて対象農用地としての基準という、ここがかぶってまいりますので、その話と、今、市田委員と室長の議論の背景にあるところ、こんなところが論点だと思いますが、いかがでしょうか。

○図司委員 特認をどういう位置づけにしていくかということにもなってくると思うんですが、今回の変更についてできるだけクリアな形で線引きをすることになると思いますが、一方で、特認がなし崩しのどこでもありみたいになるのはあまりよろしくないのだろうという気はします。

参考資料にも出しているように、さまざまな形で特認が出てきていることを考えると、もしこの制度をかなり先を見据えながら考えたときには、少し特認の整理みたいなことも、そして本当に必要なものであれば本体の制度設計のほうに組み入れていくことも必要になってくるんでしょうし、最初はたしか離島の話とかそういうところから始まったように私、記憶しているんですけども、やはりその部分がもしかしたら必要になるのかなという印象もちょっと受けたりします。

一方で、日本型直接支払という形での大きな制度ができてきた、法律ができてきたとい

うこともありますし、その中で、とりわけ中山間直払でどこまで何をすべきなのか、もしかすると今後、問われてくる可能性があるから、これは市田先生の国民目線のご指摘にも重なるところだと思います。したがって、このようなことも視野に入れながら、この部分での議論も場合によっては必要になるのかなと、私の個人的な感想になりますけれども、そういうことを感じております。

○岡田委員長 それにしましても、ここで意見をいただいて、局長の立場で再度意見を踏まえて農水省として決めれば、それが5年間生きますから、今の図司委員のご意見も、中間評価あるいは最終評価のところでまた議論する、あるいは私どもが現地をいろいろな角度で見させていただいた上で、評価のありようのところで再度議論をさせていただく、こういうことでいかがでしょうか。

そうすると、今回については私どもの意見を局長がどう受けとめるか、という点は残っていますが、市田委員もやむを得ないということであれば、意見としてはこんなところでよろしゅうございますか。私どもに問われたこの特認に対する意見、第三者機関としての意見ですが、いかがでしょうか。

○浅野委員 私も最初、市田委員に近い意見だったんですけれども、ただ、この条項を読ませていただくと「上記に準ずるものとして都道府県知事が定める基準」という文言があります。だから、決めるのは都道府県知事であって、都道府県知事はなぜ30%かを私たちに証明しなければいけないけれども、それが30%だからだめですよということにはならないということは、少なくともこの文章を読む限りは明らかです。

今、室長が言われたことは、平均とかいうことを持ってこられると国民目線から見るとあまりクリアではないから、一定の基準を出してくださいと言って、県が30%を出してきたわけだから、私は、それは別に問題なく、これを認めて何も問題がないように感じます。

それぞれの基準は都道府県にあるというのがこの特認制度の趣旨ですよね。地域ごとに実情が違うわけだから。それを県は30%と設定してきたわけですから、そう説明いただいた、そしてそれが元々の基準と比べると、元々の基準はそこがクリアではなかったから、国からそこをクリアにしてくれというお願いをした、そう理解すれば別に問題はないような気がしますが、いかがでしょうか。

○市田委員 承知しました。

○岡田委員長 それでは、ただいまのようなことで、農水省のこの所見も含めて意見交換をした結果、それほど問題があるわけではないということで第三者委員会としてはまとめ

させていただくことにしたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

○玉沖委員 質問になりますが、先ほど図司委員がおっしゃった特認基準の議論は、今後この会議では、議題として取り上げる機会は特に持たないということになりますでしょうか。

○中山間整備推進室長 設置要領上、この委員会にお願い申し上げておりますTORといえますか、審議事項につきましては、資料2でお配りした設置要領のとおりでございます。4のところでは、これは要領を忠実に引用しておりますけれども、交付金の交付状況の点検及び事業効果の評価、それからまさに今、議題でございました特認地域の調整についてご審議いただくということでもあります。そういう意味では、そもそもの特認制度の根幹に遡ってご審議をいただくことは、必ずしも予定はされていないということですが、今回お認めいただけたならば、その特認が実際どのように実行されているかといったフォローアップのご説明を申し上げ、点検をいただくことはあり得るかと考えます。

○玉沖委員 感想ですけれども、期を重ねるごとにとても大胆なご要望が増えてきているのも事実だと思っております、やや裾野が広がり過ぎているといえますか、どこまでが認められるのか、このままだと全ての平地が入ってしまうみたいに読みとれる県も、当初案として出されているものでは感じておまして、ここをもう少し何か、OBラインの議論はどこかであってもいいのではないかという感想を個人的に持ちました。

○中山間整備推進室長 今のお話について、1点だけ補足させていただきます。特認地域のエリアの取り方、特に熊本県、北海道、長崎県に関しましては、エリアの取り方の部分の文面の変更について県から協議のあったものをお示ししておりますが、この中で、ではどういう農地を対象にするかに関しましては、3ページの後段の岩手県や徳島県から上げられてきた案のように、条件不利の基準を満たす農用地に対して実際の交付が行われることとなります。そこは、当然のこととしてあると、ご理解いただければと存じます。

○岡田委員長 その他よろしゅうございますか。

それでは、ただいまいろいろご意見をいただきましたが、ここに書かれているような形で、事務局においては各県への手続を進められるものと思います。

もし他になれば、私の責任のところは以上にしたいと思います、事務局から、次回以降の予定についてお願いします。

○中山間地域振興課長 事務局から1点だけ、今後の本委員会の進め方についてご説明さ

せていただきます。

秋ごろに委員の皆様、本制度に取り組んでいる現地をご視察いただきたいと考えております。具体的な日程等につきましては、追って事務局から皆様にご相談の上、調整させていただきます。

その後、本年度末にかけまして、平成27年度の取組実績がおおむね明らかになりますので、その時点で第2回会合を開催し、平成27年度の実施状況見込みのご紹介、それから先ほどご意見をいただいたようなことも含めまして、中間年評価に向けてどのようにしていくべきか、こういった評価方法等についてご議論いただければと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○岡田委員長 それでは、最後になりますが、小林次長からご挨拶をいただきたいと思います。

○農村振興局次長 小林でございます。

本日は活発なご議論、貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日いただいた意見につきましては、本制度の第4期対策の推進に生かしてまいりたいと考えております。

それから、先ほど担当課長からも申し上げたとおり、今後、委員の皆様方には現地をぜひともごらんいただきたいと考えており、そういう機会を設けることとしておりますので、本制度についてさらに理解を深めていただいて、引き続き貴重なご助言を賜りますことをお願い申し上げまして挨拶といたします。

本日はどうもありがとうございました。

○岡田委員長 本日の会合はこれで閉会にいたします。

どうもありがとうございました。

午後6時00分 閉会